

期間業務職員の募集について

内閣官房副長官補室では、期間業務職員の募集を行います。

1. 採用予定官職

期間業務職員(内閣官房副長官補付)

※ 非正規雇用(係長級)

2. 内閣官房副長官補室とは

内閣官房副長官補の下では、国内外の様々な内閣の重要政策等に関する企画・立案、関係省庁との総合調整等に取り組んでいます。

具体的には、内閣総理大臣等からの指示を踏まえ、内閣が推進する重要政策に関する企画・立案を行ったり、関係省庁が複数に跨るような政策課題の調整を行ったりしています。場合によっては、特定の政策課題を推進・調整するための分室を内閣官房副長官補の下に設置し、機動的かつ柔軟な対応を行っています。

今般、募集を行う期間業務職員が勤務する部署は、内閣官房副長官補の下に置かれた分室の一つである「イノベーション推進室」であり、同室では、「統合イノベーション戦略」に基づき、イノベーションに関連の深い政府内の各種会議について機動的かつ実質的な調整を図るとともに、同戦略を推進する上で必要となる各種の事務を実施しています。

3. 募集する期間業務職員の職務内容

内閣官房イノベーション推進室では、イノベーションに関連の深い政府内の各種会議について調整を行うとともに、イノベーション統合戦略を推進しており、これに当たって必要となる企画・立案、関係行政機関との連絡・調整に関する業務について、同室に置かれたイノベーション総括官の事務の補佐を担当します。

4. 募集人数

1名程度

5. 募集対象

以下の条件に該当する方

(1) 大学卒業又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者

(2) 近年の科学技術・イノベーション政策に関する知見又は実務経験を有している者

6. 給与(国家公務員給与の改訂が行われた場合は、見直しが行われます。)

(1) 日給

13, 140円～

(2) 月給

275, 940円～(月平均労働日数:21日)

※ 採用者の職務経歴等を勘案のうえ決定します。

(3) 諸手当

通勤手当(実費(上限あり 毎月55, 000円まで)※マイカー通勤不可)、

住居手当(毎月の家賃額に応じて月額27, 000円以内)

(4) 超過勤務手当

実績に応じて超過勤務手当が支給されます。

(5) 賞与

一定の条件を満たした場合、賞与が支給されます。(年2回(6月及び12月))

(6) 支払日

毎月16日(給与期間(月の初日から末日まで)の勤務実績に基づき、翌月16日に支給)

7. 退職手当

一定の条件を満たした場合、国家公務員退職手当法が適用され退職手当が支給されます。

8. 加入保険等

雇用保険、健康保険、厚生年金保険に加入

※ 国家公務員退職手当法が適用された場合、雇用保険は適用除外となります。また、再採用により引き続いて1年を超えて勤務した場合、国家公務員共済組合法が適用され、健康保険は適用除外となります。

9. 身分・サービス

国家公務員法を適用(非常勤)

10. 採用予定日、雇用期間

(1) 採用予定日

令和元年10月1日

(2) 雇用期間

令和元年10月1日～令和2年3月31日

(原則として採用後1月間は条件付採用期間となります。)

(年度契約、勤務実績等に応じ再採用可(最大3会計年度))

11. 勤務時間・休暇

(1) 勤務時間

午前9時から午後5時45分(休憩時間60分)(土、日、休日を除く。)

必要に応じ超過勤務あり。(月平均20時間程度)

なお、組織の業務の都合により、所定勤務時間を変更する場合があります。

(2) 休暇

年次休暇10日(半年経過後に付与。再採用時に繰り越し可。)

12. 勤務地

内閣官房イノベーション推進室

東京都千代田区永田町1-6-1 中央合同庁舎第8号館

13. 応募方法

(1) 提出書類

履歴書(市販の用紙で可、写真添付、日中の連絡先(メールアドレスも必ずご記入ください))

(2) 提出方法

郵送(封筒表面に「期間業務職員 応募書類(イノベーション担当)」と朱書の上、送付して下さい。

持込不可)

(3) 提出先

〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1

内閣官房副長官補室 人事担当あて

(4) 提出締切り

令和元年9月19日(木)必着(持込不可)

14. 選考方法

1次選考 書類審査

2次選考 面接

※1 書類審査の結果、合否の通知を行い、2次選考(面接)を行うこととなった方のみ、2次選考の日時・場所等をご連絡いたします。

※2 応募書類は返却いたしません。(責任廃棄)

15. 問合せ先

〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1 中央合同庁舎第8号館

内閣官房イノベーション推進室 小泉(電話:03-5253-2111(内36131))

16. その他

採用後は、『マイナンバーカード』を身分証として使用することとしていますので、あらかじめ同カードの取得を行う必要があります。